

平成30年8月26日執行

香川県議会議員補欠選挙

執行日程表

香川県選挙管理委員会

月日	曜日	告示日	執行者	関係法令	市町村委員会等の行う事務	執行者	関係法令
		告示日 期日前					
		適 当 な 日	県委員会・選挙長等		県委員会・選挙長等	県委員会	運規11の3 法22 令14 法161
9	木	告示	県委員会	法113	1 不在者投票(郵便等による不在者投票を含む。)の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始	市町委員会 委員長 施設管理者	ホスチ条例1 法49 令50, 59の4, 59の5の4 法161 令119, 121
15	水	告示 2				市町委員会 委員長	法49 令53, 59の4, 59の5の4
16	木	1	県選挙委員会	法22 令22 通知	1 選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領 2 立候補届出受付準備	市町委員会 市町委員会	ホスチ条例1 法144の2 運規11の3 令22
		選挙 期日 前	県選挙委員会	法33 法119 法122	1 選挙期日の告示 2 香川県議会議員補欠選挙を香川県知事選挙と同時に進行する旨の告示 3 香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序の告示 4 選挙長及び同職務代理者の選任告示(予め同意) 5 投票用紙の様式の告示 6 投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒、特定国 外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示	市町委員会 市町委員会 市町委員会	法39, 41, 48の2 事規17 法38, 48の2 令27 事規14 法37, 48の2 令24, 25, 49の7 事規12 法61 令67, 68 事規24
8		9	選挙長	法75 令80, 81 法45 規則5 規則5, 8, 10, 10の5, 10の5の4	7 選挙長の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時時の告示(予め)	市町委員会	法40, 41の2, 48の2 事規16
		告 示	県選挙委員会	法77, 78 法79	8 選挙会の場所及び日時時の告示(予め) 9 開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区別の告示 10 選挙長の事務を取り扱う場所の告示 11 香川県選挙管理委員会の事務を取り扱う場所の告示 12 ポスター掲示場ポスターの掲示を開始することができる期日の告示	市町委員会 市町委員会	法62 事規25 法175 運規46 令118 法163 令112, 113, 114 運規31 令115, 124
17	金	示	選挙長	公報条例3 公報条例4 運規41 法194, 196 令127 法197の2 令129	13 選挙公報掲載申請等の受付場所の告示 14 選挙公報掲載順序のくじを行うべき場所及び日時時の告示(予め) 15 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 16 実費弁償及び報酬の額を定める告示 17 政治団体確認申請等の受付場所の告示 18 立候補届出受付開始 19 立候補届出期限 20 候補者交付物及び証明書類の交付	市町委員会 市町委員会	令130, 131 令108 運規2の2 法62 令69 法175 法175 令92 事規33
		日	県選挙委員会	法76, 62 令82, 69 事規30, 25 法130, 131 令108 運規2の2 法180, 182, 183 運規50の7 法197の2 令129	21 選挙会の選挙立会人届出受付開始 22 選挙事務所設置(異動)届出受付開始 23 出納責任者選任(異動・職務代行)届出受付開始 24 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始 25 選挙公報掲載文申請受付開始 26 選挙公報掲載文申請期限 27 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行 28 選挙公営(経費)関係届出受付及び確認書交付開始	市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会 市町委員会	令116, 117, 120 令31 法130, 131 令108 運規2の2 法62 令69 法175 法175 令92 事規33 令92 令92

月日	曜	告示日 選挙 期日前	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
9	告	29	政治団体確認申請書受付開始(確認書の交付)	県委員会	法201の9 令129の4 連規13章	凡 例 県選挙管理委員会 明るい選挙推進協議会 市区町村選挙管理委員会 市町選挙管理委員会 個人演説会を開催することができる公営施設の施設管理者 公職選挙法 公職選挙法施行令 公職選挙法施行規則 公職選挙事務取扱規程 香川県公職選挙運動公営等実施規程 香川県公職選挙員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例 香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	市町委員会	法175 令28, 49の7
17	金	30	政談演説会開催届出受付開始(証紙交付)	"	法201の9, 201の11 令129の5			
	告	31	政治活動用ポスター証紙交付開始	"	法201の11			
	示	32	政治活動用ビラの届出受付開始	"	連規57の2～57の4 法201の9			
	日	33	機関紙(誌)の届出受付開始	"	連規53の5			
		34	候補者がポスターを掲示することができ区画番号(届出順)を候補者及び市町委員会に通知	"	法201の15 連規58 法144の2 連規11の5			
		35	期日前投票所及び不在者投票管理場所のうち当該市町選挙管理委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等掲示様式を市町委員会へ送信	選挙長	法86の4 令92 事規33			
		36	立候補(異動)、届出却下、同辞退(法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。)、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知	選挙長				
		37	選挙に対する関心を高める運動展開	推進協議会 県委員会 県委員会	法6			
19	土	1	選挙公報及び氏名等掲示用紙印刷開始・終了、市町委員会へ送付	選挙長	事規32	1 期日前投票所及び不在者投票管理場所のうち当該市町選挙管理委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等の掲示開始 2 期日前投票所の投票管理場所への選挙人名簿の抄本の送付期限(期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに) 3 不在者投票(郵便等による不在者投票を含む。)の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始(郵便等による発送を除く。)	市町委員会 市町選挙管理委員 投票管理委員 市町委員会	法49 令50～54, 59の4, 59の5の4 規則8の2～10, 10の4, 10の5, 10の5の3, 10の5の4 事規21 法38, 48の2 事規14 令34, 49の7 法48の2, 49 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 令49の9 令49の7, 43 公報条例5 連規44 法161, 163～164の2 令112～125
20	月	2	候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼	選挙長		4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認(新たな投票箱を使用する場合はその都度) 6 期日前投票・不在者投票開始 7 期日前投票における投票録の作成(各日) 8 投票箱を閉鎖する場合の措置(かぎの封印) 9 選挙公報及び氏名等掲示用紙の受領 10 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前日までに完了)	市町委員会 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員	法39, 41, 41の2 事規17 法63, 64 事規26 法49 令59の4 法62 令69 法62 事規25
21	火	3	補充立候補届出期限	選挙長	法86の4 法76, 62 令82, 69	1 投票所(共通投票所)の告示期限 2 開票の場所及び日時の告示(予め) 1 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員	
22	水	4	選挙立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知)	選挙長		1 開票立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知) 2 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知	市町委員会 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員 市町選挙管理委員	

月日	曜	告示日 期日前	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
23	木	3	選挙長 " 委員会	法76, 62 事規30, 25 事規30	3 選挙会の選挙立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選 任及び通知 4 選挙会の選挙立会人が定まったときの本人への通知 5 選挙会の事務従事者の選任期限	選挙長 " 委員会	法76, 62 事規30, 25 事規30	3 投・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係 法令等の周知（知事選挙と通じて行う） 4 投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 （知事選挙と通じて行う） 5 開票立会人が定まった場合の本人及び開票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の 請求期限	" " 市町委員会 委員長	法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の5の4 法62 令70の2 事規25 法175
24	金	2	選挙長	法76 事規30	1 選挙会の選挙立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3 人以上のとき）、定まった場合の本人への通知	選挙長	法76 事規30	1 開票立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上のと き）、定まった場合の本人及び開票管理者への通知 2 補充立候補があった場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のく じ執行	"	法62 令70の2 事規25 法175
25	土	1	県委員会 " 選挙長	通知 事規32	1 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2 選挙事務所設置状況調査 （選挙運動最終日）	県委員会 " 選挙長	通知 事規32	1 投票所（共通投票所）の設備その他の準備 2 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3 選挙事務所設置状況調査 4 期日前投票所の投票箱、投票録、選挙人名簿の抄本を選管に送致 5 選挙公報の配布期限	市町委員会 " 投票管理者 市町委員会	令32, 33, 48の3 規則6 通知 法55, 48の2 法170 運規44 公報条例5
26	日	票	県委員会 " 選挙長	法132, 134	1 投票所を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられ た選挙事務所の閉鎖命令 2 投票状況結果速報の受理及び発表 3 投票点検結果速報の受理及び発表 4 候補者の被選挙権調査完了	県委員会 " 選挙長	法132, 134	1 投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300メートル内の区 域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票所内（共通投票所内）に候補者の氏名等を掲示 3 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任 及び通知（知事選挙と通じて行う） 4 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限（投票所を開く 時刻までに） 5 投票箱に何も入っていないことの確認 6 投票開始 7 不在者投票、不在者投票証明書及び回調書を投票管理者（投票をし た選挙人が属する投票区が指定関係投票区であるときは、指定投票区 の投票管理者）に送致完了 8 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致 9 投票状況を県委員会に速報 10 期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 11 開票所の設備その他の準備 12 開票立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任 及び通知 13 開票開始 14 投票点検結果を市町委員会に速報 15 投票点検結果を県委員会に速報 16 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長に報告 17 選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資料を市 町委員会に送付	投票管理者 " 市町委員会 委員長 投票管理者 投票立会人 市町委員会 " " 開票管理者 " " 市町委員会 開票管理者 " " 開票管理者	法41の2, 132, 134 法41の2, 175 運規11章 法38 事規14 令28 令34 法40 令60, 61 法54, 55 通知 法48の2, 55 令49の10 法63 法62 事規25 法65 通知 法66, 70 令74 事規27 令75, 76
27	月	(後) 1	選挙長 " 選挙長	法66 令74 事規27 法77	1 投票点検結果報告検取 2 選挙会の準備	選挙長 " 選挙長	法66 令74 事規27 法77	1 投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27
28	火	2	選挙長 " 選挙長	法76, 62 事規30, 25 法80, 83 令85	1 選挙会の選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなった ときの選任及び通知 2 選挙会の開催及び選挙録の作成 3 選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付	選挙長 " 選挙長	法76, 62 事規30, 25 法80, 83 令85	1 投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27

月日	告示日 曜/選挙 期日前	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
8	28火	4 当選人の住所、氏名等を県委員会に報告 5 県選挙管理委員会の開催 6 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示 7 当選証書の付与 8 知事に当選証書付与の報告	選挙長 県委員会 " " "	法101の3 法101の3 法105 法108			
9	10月15日	1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189	1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2、28の3
12	17水	1 供託物返還手続開始	選挙長	令93			